

ご使用に際して、この説明文書を必ずお読みください。  
また、必要な時読めるよう大切に保管してください。



2016年10月改訂 第7版

貯法	室温保存
----	------

## 動物用医薬品

抗生物質製剤  
要指示医薬品 使用基準

承認指令書番号	27動薬第2124号
販売開始	1992年6月

# 動物用・マイコクロリン<sup>®</sup>眼軟膏

動物用・マイコクロリン眼軟膏は、クロラムフェニコール系抗生物質のクロラムフェニコールを有効成分とした抗菌剤です。クロラムフェニコールは、広範囲な抗菌作用をあらわし、ブドウ球菌、連鎖球菌、肺炎球菌、淋菌、髄膜炎菌、大腸菌、リケッチアなどによって起こる犬、猫の眼疾患に効果があります。白色でにおいはほとんどない軟膏です。

〔成分・分量〕 1g中 \_\_\_\_\_  
クロラムフェニコール……………20mg(力価)

〔効 能〕 \_\_\_\_\_  
犬、猫：クロラムフェニコール感受性菌による眼瞼炎、結膜炎、角膜炎

〔用法・用量〕 \_\_\_\_\_  
1日数回塗布します。

〔使用上の注意〕  
(基本的事項)

### 1. 守らなければならないこと

#### (一般的な注意)

- ・本剤は、要指示医薬品であるので獣医師等の処方箋・指示により使用すること。
- ・本剤は、効能・効果において定められた適応症の治療にのみ使用すること。
- ・本剤は、定められた用法・用量を厳守すること。
- ・本剤は眼科用のみ使用すること。

★裏面につづく

- ・本剤の使用に当たっては、治療に必要な最小限の期間の投与に止めることとし、過余にわたる連続投与は行わないこと。
- ・本剤は、「使用基準」の定めるところにより使用すること。

注意：本剤は、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第83条の4の規定に基づき使用者が遵守すべき基準として使用禁止用途が定められた動物用医薬品ですので、以下の用途には使用しないでください。

#### 〈使用禁止用途〉

食用に供するために出荷する対象動物（牛、馬、豚、鶏、うずら、蜜蜂及び食用に供するために養殖されている水産動物）及び食用に供するために出荷する乳、鶏卵等を生産する対象動物への使用

#### （取扱い上の注意）

- ・小児の手の届かないところに保管すること。
- ・直射日光をさけ、なるべく湿気の少ない涼しいところに密栓して保管すること。
- ・誤用をさけ、品質を保持するため、他の容器に入れかえないこと。
- ・最終有効年月をすぎた製品は、使用しないこと。
- ・本剤を廃棄する際は、環境や水系を汚染しないように注意し、地方公共団体条例等に従い処分すること。
- ・使用済みの容器は、地方公共団体条例等に従い処分すること。

## 2. 使用に際して気を付けること

#### （使用者に対する注意）

- ・誤って薬剤を飲み込んだ場合は、直ちに医師の診察を受けること。
- ・本剤の有効成分（クロラムフェニコール）は、人に用量非依存的に再生不良性貧血を起こすとの報告があることから、眼、口等に入らないよう注意して使用し、使用後は石けんで手を洗うこと。

#### （対象動物に関する注意）

- ・副作用が認められた場合には、速やかに獣医師の診察を受けること。
- ・本剤の使用により過敏症状があらわれた場合には使用を中止すること。

## 〔製品情報お問い合わせ先〕

佐藤製薬株式会社 お客様相談窓口  
〒107-0051 東京都港区元赤坂1丁目5番27号  
電話 03-5412-7393  
受付時間 9:00～17:00（土、日、祝日を除く）

製造販売元  
**佐藤製薬株式会社**  
東京都港区元赤坂1丁目5番27号

獣医師、薬剤師等の医療関係者は、本剤による副作用などによると疑われる疾病、障害若しくは死亡の発生又は本剤の使用によるものと疑われる感染症の発生に関する事項を知った場合において、保健衛生上の危害の発生又は拡大を防止するために必要があると認めるときは、上記〔製品情報お問い合わせ先〕に連絡するとともに、農林水産省動物医薬品検査所 (<http://www.maff.go.jp/nval/iyakutou/fukusayo/sousa/index.html>) にも報告をお願いします。